

名古屋市教育委員会定例会

平成 28 年 7 月 21 日

午後 3 時 00 分

教育委員会室

議 事

日程 1 平成 29 年度使用教科用図書の採択について

日程 2 第 10 号議案 教職員人事について

日程 3 第 11 号議案 教職員人事について

出席者

杉 崎 正 美 教育長

福 谷 朋 子 委 員

小 栗 成 男 委 員

野 田 敦 敬 委 員

船 津 静 代 委 員

総務部長始め、事務局職員 16 名 ※傍聴者なし

(杉崎教育長)

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

まず、議事運営についてお諮りいたします。

議事日程第 2 及び日程第 3「教職員人事について」の 2 件につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議としたいと思います。また、会議録につきましても、非公開としたいと思います。いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認めまして、そのように取り扱わせていただきます。

それではまず、議事日程第1「平成29年度使用教科用図書の採択について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

(三浦指導室長)

よろしくお願いいたします。

小・中・特別支援学校教科用図書の採択についてご説明いたします。

まず資料の確認をさせていただきます。お手元には、「平成29年度使用教科用図書一覧表(案)」「参考資料 平成29年度使用特別支援学校・特別支援学級用教科用図書研究報告書のまとめ」をご用意させていただきました。

また、小・中・特別支援学校用の教科書目録と特別支援学校・特別支援学級におけるそれぞれの「教科用図書調査研究報告書」の原本については、教育長さんの机上に置かせていただきました。

平成29年度使用教科用図書の採択につきましては、4月の教育委員会におきまして、採択基本方針を決定していただきました。採択基本方針1の(1)(2)では、教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条の規定により、同一教科用図書を採択する期間は4年間と定められていることを踏まえて、「小学校用と中学校用教科用図書は、平成28年度と同一のものを採択する」となっております。

同一教科用図書を採択する期間・4年間の特例として、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条では、「採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合や、採択地区が設定又は変更された場合」が示されています。文部科学省より送付された「平成29年度使用の教科書目録」には、現在、名古屋市が使用している教科用図書のすべてが掲載されており、平成29年度の供給に支障はありません。

また、採択地区の変更等もなく、施行規則第6条に該当するものがないことを、事務局で確認させていただいております。

なお、先月6月20日に「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が公布され、同日付で施行されました。その改正の概要として「教科書採択に関し、教科書発行者その他の教科書採択に直接の利害関係を有する者の不公正な行為があったと認められる場合に、同一の教科書を採択しなければならない期間の

途中であっても、採択権者の判断により、採択している教科書とは異なる教科書を採択する、いわゆる採択替えを行うことができることとすること」とあります。平成 28 年度に採択した教科書の中には、このような事案に相当するものはなく、今回の採択に支障はございません。

そこで、採択基本方針に従い、お手元の「平成 29 年度使用教科用図書一覧表（案）」の 1 ページ・2 ページにお示ししましたように、平成 29 年度は 28 年度と同一のものを採択・決定するようにお願いしたいと思います。

次に、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級用教科用図書について、説明いたします。

特別支援学校用教科用図書は採択基本方針 1 の(3)に、「特別支援学校用教科用図書は、特別支援学校知的障害者用教科用図書を採択する」とあります。これが「平成 29 年度使用教科用図書一覧表（案）」の 3 ページでございます。

基本方針 1 の(4)には、「特別支援学級及び特別支援学校において使用する学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書は、児童・生徒の特性に応じて採択する。ただし、小学校用及び中学校用教科用図書と同一種目のものを使用する場合は、採択したものの中から選ぶものとする」とあります。

特別支援学校・特別支援学級設置校では、校長を長とする「教科用図書調査研究協議会」を設置し、児童・生徒の特性に応じた適切な教科用図書の調査研究をしてまいりました。その結果は、「平成 29 年度使用教科用図書調査研究報告書」として提出され、教育長さんの机上に、その原本の綴りを置かせていただいております。

各校より出された報告書を集約したものが、お手元の参考資料でございます。

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級用として、児童・生徒の実態に合わせて採択希望が出されたものでございます。よろしくお願いいたします。

なお、高等学校用の平成 29 年度使用教科用図書の採択につきましては、教材や指導書の無償提供が問題となっている中で、現在、文部科学省が教科書発行会社に対し調査を行っており、該当の教育委員会には 7 月末に通知されることとなっております。

従いまして、その通知の結果を受けたのち、採択の審議をお願いしたいと考えております。以上でございます。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

確認ですけれども、高等学校用教科用図書は8月以降の教育委員会で審議するという
ことですね。

(三浦指導室長)

はい。そのような形でお願いしたいと考えております。

(杉崎教育長)

特にご意見もないようですので、「平成29年度使用教科用図書の採択について」につ
きましては、小学校・中学校・特別支援学校とも、原案どおり可決してよろしいでし
ょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

日程第2及び第3は非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定
により、会議録は別途作成。

午後3時18分終了